

シルバー保険について

会員の就業は、雇用関係が成立しないため、労働者災害保険の適用がありません。そこで開発されたのが「シルバー保険」で、会員は入会と同時にこの保険が適用されます。

この保険には、会員本人が就業中に身体障害を受けた場合の「傷害保険」と会員が就業中に他人の身体、財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」の2種類があります。尚、2種類の保険ともシルバー人材センターが契約した保険会社の約款の定めにより補償されます。

傷害保険

1 ケガをした場合

- (1) 医師の治療を受けてください。この場合、各自の**健康保健証**を使っていただくことになります。
- (2) **ケガの状態とか内容を人材センターまで通報してください。**
- (3) 保険の手続きは、シルバー人材センターで行います。
- (4) みなさんの保険はシルバー人材センターがまとめて契約しており、保険料も人材センターで負担しております。

2 保険がきく場合

- (1) シルバー人材センターが請けた仕事を会員が行っているとき、及び仕事先との往復時のケガ。
- (2) 仕事に関する知識、技能の習得を目的とした講習会などに、シルバー人材センターの指示で参加中及びその往復時のケガ。
- (3) シルバー人材センターの総会に出席中及び会場との往復時のケガ。
- (4) シルバー人材センターの指示により、仕事の見積り、下打合せ、資材等の準備運搬のため目的地で工作中及びその往復時のケガ。
往復時のケガは、通常の経路における場合に対象となります。

3 保険給付の内容

補償区分	補償金額	補償内容
(1) 死亡保険金	1,000万円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合。
(2) 後遺傷害保険金	死亡保険金の3%~100%	事故日より180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合。
(3) 入院保険金 (1日あたり)	5,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合。ただし180日を限度。
(手術保険金)	5,000円 × 所定倍率	入院保険金が支払われる場合で、所定の73種類の手術を受けた場合。(所定倍率は10倍・20倍又は40倍)ただし180日を限度。
(4) 通院保険金 (1日あたり)	3,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合。ただし90日を限度。

賠償責任保険

1 保険の内容

就業中、誤って他人に身体傷害（死亡、ケガ）を与えたり、他人の財物を損壊（壊したり、汚したり、なくしたり）した場合等、第三者に損害を与えた場合。

2 保険給付の内容（最高限度額）

身体賠償 1人 3千万円（期間中）

1事故 1億円

財物賠償 1事故 1千万円（期間中）

この場合、会員負担額は1,000円とする。

補償内容や支払条件等の詳細については、契約保険会社の約款の定めによります。（お支払い出来ないケースとして病気や加齢等による事故などがあります。）